

# 公式通知 No.1

WEM201201  
平成24年4月10日  
ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会  
委員長 山本久博

## 《通知事項》

競技委員会において検討した結果、『ワールド・エコノ・ムーブ』のレギュレーション(実施規定)の運用を運用細則として以下の通り実施する事としたので通知いたします。

### 記

#### 1. 第34条 安全性

6 緊急の場合に備え、ドライバーは速やかに自力で脱出できること。

##### 第34条 安全性6項の運用細則

外部からのガムテープ等でのカウルの固定は禁止とする。

#### 2. 第37条 ドライバーの体重

ドライバーの体重は70kgとする。

2 70kgに満たないドライバーは、不足分のウェイトを搭載することとする。このウェイトは車検時、スタート前、ゴール後の再車検時に確認することとする。

##### 第37条 ドライバーの体重2項の運用細則

ウェイトの個数は2個までとする。1個が10kgを超える場合は2分割できるものとする。ウェイトは車両に固定出来るようにすること。但し、構造体として使用してはならない。

以上